

本日の会議に付した事件

平成27年第4回山元町議会定例会(第1日目)

平成27年12月4日(金) 午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第76号 山元町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 日程第 5 議案第77号 山元町鳥獣被害対策実施隊設置条例
- 日程第 6 議案第78号 山元町いじめ問題対策連絡協議会等条例

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成27年第4回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議 長(阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、5番伊藤貞悦君、6番岩佐秀一君を指名します。

議 長(阿部 均君) 日程第2. 会期の決定を議題といたします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長(渡邊秀哉君) はい、議長。会期日程(案)、月日、曜日、会議別、内容の順に朗読いたします。

12月4日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

12月5日、土曜日、6日、日曜日、休会。

12月7日、月曜日、常任委員会。

12月8日、火曜日、休会。

12月9日、水曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

12月10日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

12月11日、金曜日、常任委員会。

12月12日、土曜日、13日、日曜日、休会。

12月14日、月曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。

以上です。

議 長(阿部 均君) お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から12月14までの11日間にした
いと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間に決定しました。

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

事務局長にお手元に配布しております議長諸報告を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。議長諸報告。

1. 議会閉会中の動向。

11月26日、千葉県長生村議会議員が視察研修のため訪れ、副議長が出席しました。

同日、宮城県町村議会議長会議が開催され、出席しました。

12月1日、蔵王町議会主催の町民と議員の学習会が開催され、議員8人が出席しました。

議会広報・広聴常任委員会、11月24日、委員会が開かれました。

議会運営委員会、12月3日、委員会が開かれました。

常磐自動車道建設推進特別委員会、10月7日、委員会が開かれました。

全員協議会、11月30日、協議会が開かれました。

2. 陳情の受理。陳情等3件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3. 長送付議案等の受理。町長から議案13件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

4. 質問通告書の受理。議員10名から一般質問の通告があり、これを受理したので、その一覧表を配布しております。

5. 監査、検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

6. 説明員の出席要求。本定例会に、お手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

7. その他特に報告すべき事項。町長から工事請負契約締結の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3. これから提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案13件を山元町議会先例67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。改めて、おはようございます。

本日、ここに平成27年第4回山元町議会定例会が開会され、平成27年度補正予算案を初め各種提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動きと各議案の概要をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、一日も早い運転再開が待たれるＪＲ常磐線の復旧についてですが、先月２６日にＪＲ東日本から報道発表がありましたとおり、復旧工事が順調に進捗していることから、平成２９年春を目標としていた当初の運転再開の時期が平成２８年１２月末まで前倒しできる見直しとなりました。

東日本大震災によって甚大な被害を被ったＪＲ常磐線につきましては、仙台圏と本町を結ぶ主要な公共交通機関であり、町民の通勤・通学になくてはならない重要なものがあります。

町としてもこれまで日々スピード感を持って各種の復興事業に取り組んでまいりましたが、ＪＲ常磐線の運転再開が早まることで交通利便性の向上に加え、人口流出にも歯どめがかかるものと期待するところであり、新山下駅並びに新坂元駅を核とする２つの市街地整備の進捗とも相まって我が町の復興創生になお一層弾みがつくものと確信しております。

改めて地権者の皆様のご理解、ご協力はもとより、議員各位を初め関係各位のこれまでの多大なりご支援とご協力に衷心から感謝を申し上げますとともに、引き続きＪＲ東日本や常磐線北部整備促進期成同盟会と連携・協力を密にし、一日も早い運転再開に向け鋭意努力してまいる所存であります。

また、先月２２日に亘理山元商工会との共催により開催いたしました第５回山元町ふれあい産業祭についてですが、本町への職員派遣を初め物心両面にわたり大変心強いご支援をいただいております、北は北海道から南は九州までの全国２７の自治体に加え、ＪＲ東日本仙台支社、町内外の民間企業７社及び３共同企業体からご協力をいただき、大盛況のうちに幕を閉じることができました。

来場者数についても昨年より２，０００名多い約３万６，０００名を数えるなど、生産者を初め関係機関の皆様と一体となって築き上げてきた「チーム山元」の取り組みが震災を契機としたきずなでさらに高まり、結実したものと受けとめております。

それでは、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。

まず、新市街地整備事業の進捗についてですが、本事業は、単に防災集団移転促進事業の受け皿にとどまらず、新市街地としてコンパクトで持続性のある魅力的な市街地の形成を目指し、一日も早い宅地分譲や災害公営住宅への入居実現に向け、宮城県を初め各共同企業体等とも連携を密にし、鋭意取り組んでいるところであります。

各市街地の整備状況についてですが、新山下駅周辺地区については、１０月末現在の工事進捗が８９パーセントに達し、宅地分譲地全２０１区画の工事が完了したほか、災害公営住宅も３０７戸が完成し、新山下駅の東側に整備している集合住宅については、躯体工事が進められているところであります。

完成した宅地分譲エリアでは住宅建築工事が盛んに行われており、あわせて市街地内に整備した２つの街区公園も供用を開始し、地域の方の憩いの場としてご活用いただけるようになりました。

待望の役場と新駅を結ぶ幹線道路の工事については、役場前の交差点でも工事が始まり、その全容が目に見えるようになってまいりました。

幹線道路に隣接する子育て拠点施設と山下第二小学校の建築工事も来年夏の供用開始に向け、順調に進捗しており、現在は基礎工事を行っているところであります。

また、新たな町の名称については、公募により募集を行ったところ、町内外から502通もの応募があり、厳正な審査を経て新たな町の名称を「つばめの杜」とすることに決定いたしました。

ツバメは町の鳥であり、自由・誇り・繁栄・希望・幸運・信頼の象徴とされており、「つばめの杜」はこれからの山元町の再生・発展をリードする町の名称にふさわしく、また、東日本大震災でやむなく山元町を離れざるを得なかった町民の方々が近い将来ツバメの巣に戻ってくるようにとの願いが込められているすばらしい名称であると思っております。

次に、新坂元駅周辺地区についてですが、10月末現在の工事進捗が87パーセント達し、宅地分譲地全40区画の工事が完了したほか、災害公営住宅についても新市街地側に整備する52戸が完成し、道合地区の集合住宅についても地盤改良工事が完了し、現在は盛り土工事を進めているところであります。

新市街地には建築中の住宅や完成した住宅も目立つようになり、新駅へ接続する国道6号の拡幅工事や緑道・街区公園の工事も始まるなど、周辺環境の整備も着々と進行しております。

次に、宮城病院周辺地区についてですが、埋蔵文化財の発掘調査もおおむね完了したことから、造成工事を精力的に進めており、現在は掘削土の搬出や仮設調整池の整備、また、国道6号の拡幅工事も並行して行っているところであります。

当地区を希望された皆様が一日も早く安心して暮らせるよう、引き続き全力で取り組んでまいり所存であります。

一方、町では地域の拠点病院であり、町にとっても大切な医療資源である宮城病院を守っていききたいという思いから、病院と連携し、さまざまな事業を行ってきております。

今年度から実施している40歳、50歳、60歳、65歳の国民健康保険加入者を対象とした「働き世代の脳ドック検診」助成事業については、既に年度末まで予約がいっぱいの状況であり、医師による丁寧な指導が大変好評を得ております。

また、去る10月13日には保健・医療・福祉の分野で相互に連携し、安心して暮らせるまちづくりの推進を図るため、宮城病院・山元町・亘理町との間で相互協力協定を締結したところであります。

本協定では、医師確保対策や健康づくり推進のための健診に関することや病院の環境整備支援など、地域医療の推進に向け、三者が相互に連携・協力していくことが盛り込まれており、両町と宮城病院とのさらなる連携強化、地域医療の充実に向け、さらに弾みがつくものと考えております。

協定締結に先立ち開催されました宮城病院周辺の環境整備を目的としたクリーンハイキング事業には大切な医療資源である宮城病院を地域全体で守っていこうとの呼びかけに、休日にもかかわらず地域住民や復興事業に携わる工事業者など、多くの方々にご賛同いただき、病院敷地内の各所で草刈りや枝払い等の清掃活動に従事していただきました。

本事業の趣旨をご理解いただき、ご参加いただいた皆様に対し改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも宮城病院とのさらなる連携を図るべく効果的な施策の導入について引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、新市街地の募集状況についてですが、これまでの新市街地への応募状況につい

ては、去る6月17日の四次募集終了時点で88パーセントの申し込み率にとどまっていたことから、募集締め切り後に入居を希望された方や再建方法未定の方々を対象に10月に五次募集の申し込み受け付けを行ったところ、新たに17世帯の皆様から申し込みがあり、申し込み率が88パーセントから90パーセントまで2ポイント上昇したところであります。

しかしながら、分譲宅地について、申し込み率が75パーセントにとどまり、空き宅地が62区画あることから、今後これらを全て埋めるべく国と協議した上で町外の方や被災者以外の方にも対象を拡大し、募集を行ってまいりたいと考えております。

次に、県が進めている旧JR常磐線用地を活用した県道相馬亘理線改良工事の進捗についてですが、9月から行われてきました用地説明会も終了し、現在用地契約並びに工事発注手続を進めているところであり、来年2月には工事を発注する予定であると同っております。

また、NEXC O東日本が進めている坂元地区のスマートインターチェンジ整備工事については、測量設計や施工計画策定も完了したことから、現在準備工事が進められているところであり、本格着工に向け来年1月末には着工式がとり行われる予定であります。

加えて、先月13日には名称を「山元南スマートインターチェンジ」とすることが正式に決定されるなど、平成28年度末の完成に向け大きな進展があったと同っております。

新たな県道相馬亘理線を初め、JR常磐線、常磐自動車道及び国道6号などの幹線交通網の整備は、我が町の創造的な復興・創生を支えるとともに、また隣接自治体も含めた総合的な交通体系の飛躍的な進展と地域経済の活性化が大いに期待されているところあり、引き続き早期の完成に向け関係機関と連携を密にしていきたいと思います。

次に、各種復興事業の着実な進捗により、活力を取り戻しつつある我が町の産業面についてであります。町のブランド産品であるイチゴやリンゴの収穫、出荷が最盛期を迎えており、特にイチゴについては、町で整備した「いちご団地」を拠点とし、年々安定した出荷が図られるようになり、今期の出荷量は、震災前と比較して約8割まで回復するものと見込んでおります。

また、震災から4年の歳月をとおおむね復旧が完了した磯浜漁港では10月から始まった定置網漁によるアキサケの水揚げが昨年比で40パーセント増の約200トンと、震災前の水準まで回復してきており、今月からはホッキ貝の漁も始まるなど、農水産業の復興の兆しが見えております。

次に、昨年5月に立地協定を締結し、坂元字大森地内の土地に建設が進められてきたメルコジャパン株式会社の新工場についてですが、今日1日、待望の工場が完成し、落成式がとり行われたところでございます。

同社は、山元町を拠点に成長著しい航空機産業へ参入されるとのことであり、新たな雇用の創出と地域経済の活性化、若者の定住促進などの町の復興政策にも大いに貢献していただけるものと期待するとともに、町としても引き続き積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、町の新たな収入確保策として、9月から制度を拡充したふるさと納税についてですが、今年度から税制上の優遇策が拡充されたこと、また、年々町への寄附の件数が

減少していたことを踏まえ、制度の見直しを行い、去る9月25日から町外に居住される方で町に1万円以上の寄附をいただいた方に対して町の特産品などのお礼の品を贈呈する制度を開始いたしました。

その結果、今年度上半期の6カ月で4件、60万円の寄附だったのに対し、制度拡充後は約2カ月で162件、約250万円もの寄附をいただくことができ、その反響の大きさに驚くとともに、ご寄附をいただきました全国の皆様に心から感謝を申し上げる次第であります。

現在のところ、お礼の品では特にリンゴの人气が高く、今月1日からはイチゴの受け付けを開始したところであり、さらなる寄附の増加のみならず、町の特産品のPR効果を期待しているところであります。

ふるさと納税制度を通じて寄附してくださった方に適宜町の魅力について状況提供することで山元町のファンをふやし、継続した寄附や交流人口等の増加につなげていきたいと考えております。

次に、役場庁舎の再建事業の進捗状況についてですが、ことし4月から行ってまいりました基本設計業務が完了し、庁舎本体の配置と階層及び各階への諸機能の配置がおおむね確定いたしました。

概要を申し上げますと、施設の規模は目標面積が3,750平方メートル、事業費については約19億円を想定しており、震災復興特別交付税等の国の財源を最大限活用し、町の持ち出しを極力抑えながら、かつ役場としての機能確保を図るべく設計を行っております。

これまで住民の皆さんや議員各位から幅広くご意見をいただいていたところであり、今後も継続して検討すべき項目もございますが、国の財源を活用するためには今年度中に実施設計に着手することが求められており、現段階の到達点をもって基本設計を一区切りとし、今議会において実施設計費をご提案をさせていただいたところであります。

次に、現在策定中の山元町地方創生総合戦略についてですが、本計画につきましては、国のまち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、人口減少問題を住民全体の問題として共有を図るため、今後の本町の将来人口の展望や取り組むべき諸課題をお示しするとともに、国県が定めるまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、平成27年度から31年度までの5カ年を計画期間として策定するものであります。

計画策定に当たりましては、国から今年度中の策定を求められていることから、町の総合計画として位置づけている山元町震災復興計画を初めとした関連する各種計画との整合を図りながら、現在町内に設置した山元町地方創生総合戦略プロジェクトチームにおいて計画の素案について検討を進めているところであります。

私といたしましては、震災以前から人口減少問題は我が町の最重要課題と考えており、昨年10月に私を本部長とする山元町人口減少問題対策本部を立ち上げ、この問題に取り組んできましたが、今後とも国の地方創生の動きと連携しながら、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、東日本大震災により犠牲となられた方々への追悼と震災の教訓を後世に伝えることを目的とした慰霊碑建立事業についてですが、ことし1月に慰霊碑建立検討委員会を設置し、これまで慰霊碑の仕様や建立場所などについて種々検討を重ねてまいりましたが、このたび慰霊碑の建立にふさわしい場所として旧JR山下駅跡地が選定された

ところであります。

今後は、慰霊碑建立について今月 1 日から 20 日までの間パブリックコメントを実施し、広く町民の皆様からのご意見やご要望などをお聞きした上で整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、これまでの我が町の復興創生に向けた取り組みについてご報告申し上げました。さきの町議会議員一般選挙に多くの有権者からのご支持と大きな期待を担われ、ご当選なれました議員各位が掲げられた震災復興に関する公約は、私が目指している復興・創生の考え方と軌を一にするものと考えております。

それは、すなわちご遺族を初め被災された方々の悲しみや痛み、苦しみを全町民で共有し、これを乗り越えるべく町民の皆様の知恵と力を結集し、より強固で安全なまちづくりを目指して着実に、そして力強くともに歩いていくことこそが大切であります。

議会と執行部及び町民が一体となり、後世に誇れるまちづくりに向け取り組んでまいりますので、なお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要についてご説明申し上げます。

初めに、予算外の議決議案についてご説明申し上げます。

議案第 76 号山元町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づき、社会保障、税、災害対策の分野においてマイナンバーを独自利用するため及び町長部局と教育委員会間にて特定個人情報を連携利用するため新たに条例を制定するもの。

議案第 77 号山元町鳥獣被害対策実施隊設置条例については、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、町の喫緊の課題となっている農作物の鳥獣被害防止のため、山元町鳥獣被害対策実施隊を新たに設置するもの。

議案第 78 号山元町いじめ問題対策連絡協議会等条例については、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために制定されたいじめ防止対策推進法に基づき、山元町いじめ問題対策連絡協議会など、3 組織を設置するため新たに条例を制定するもの。

議案第 79 号山元町町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律等の改正に基づき、所要の改正を行うもの。

議案第 80 号山元町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第 81 号山元町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例については、建築基準法に基づく「災害危険区域」という名称について、さきの東日本大震災の教訓を踏まえ、広範囲に甚大な被害をもたらす津波に対する町民への注意喚起並びに津波避難文化の確立と継承を図るため、「津波防災区域」に変更するもの。

議案第 82 号から第 84 号については、牛橋地区・花釜地区・笠野地区に整備する防災公園の整備工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

議案第 85 号については、山下第二小学校の外構災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するに当たり議会の議決を求めるもの。

議案第86号については、亘理名取共立衛生処理組合の規約変更に関する構成市町との協議に必要なことから、議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算関係議案について申し上げます。

議案第87号平成27年度山元町一般会計補正予算（第4号）（案）について申し上げます。

初めに、一般会計の各款に計上しております新行政区追加に伴うシステム改修経費につきましては、新山下駅周辺地区市街地内に新年度から新たな行政区を2つ設置するに当たり、関係するシステムの改修経費を追加措置するものでありますので、これら以外の主な補正予算の内容について申し上げます。

歳出予算の総務費のうち財産管理費については、役場庁舎新築復旧工事に係る基本設計が完了したことに伴い、実施設計に係る経費を追加するとともに、震災復興交付金事業の第13回申請に伴う交付額決定に伴い、積立金を増額措置するものであります。

また、防犯対策費並びに定住促進対策費については、現在の申請状況から不足が見込まれる防犯灯設置補助金並びに山元町定住促進事業補助金について増額措置するものであり、選挙管理委員会費については、法改正により、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴うシステム改修経費を追加措置するものであります。

次に、民生費については、保育所費において過年度分の保育料減免に係る経費を追加措置したほか、児童福祉復興推進費において子育て拠点施設等で活用する移動式遊具の購入経費について県補助金の交付決定に基づき追加措置するものであります。

次に、衛生費については、これまで各市町でそれぞれ作成していたごみの分別本について、亘理名取共立衛生処理組合で構成する2市2町の協議により、岩沼市に建設している新ごみ処理施設の稼働時期に合わせ、来年4月から同じ内容の分別本を配布することとなったため、印刷製本経費を増額措置するものであります。

次に、農林水産業費については、農地費において亘理土地改良区が管理する承排水路について、台風18号の影響により大量の土砂が堆積したことから、協定に基づき浚渫工事に係る負担金を増額措置し、農業復興推進費については、交流拠点施設を道の駅一休型で整備するに当たり、関係省庁との協議に必要な基本構想策定経費を追加措置したほか、町内の農業法人に対して野菜栽培に係る資材購入費を初め、農業機械等を貸与するための備品購入費及び農業機械の格納庫を兼ねた出荷調製施設等を整備する経費について県補助金の交付決定に基づき増額措置するものであります。

また、漁港施設復興推進費については、東日本大震災で落下した磯浜漁港内の静穏度対策のため必要な調査について、復興交付金の交付決定に基づき追加措置するものであります。

次に、土木費については、道路維持費において町内の土取り場から往来する大型車両の影響により路面損傷が著しい箇所について土取り業者との協議により、交通量に応じた舗装強度に仕上げた上で費用分担することとなったことから、維持補修経費を増額措置したほか、道路新設改良費については、3線堤としてかさ上げ工事を予定している町戸花線について、山元東部地区農地整備事業等との施工に係る区域確定や施工工程を調整するに当たり、早急に測量設計を行う必要があることから、増額措置するものであります。

また、道路橋梁復興推進費においては、山元南スマートインターチェンジ整備事業に

ついて補助金の追加交付があったことから、増額措置するとともに、同補助金で整備を行っている避難路やJR常磐線関連の道路整備について事業進捗に合わせて予算の組み替えを行ったものであります。

新市街地関連の予算については、公営住宅建設事業費において災害公営住宅ののり面の崩れ防止及び景観形成のため擁壁設置に伴う外構経費について追加措置したほか、都市計画復興推進費においては、アサヒグループホールディングス（株）からの寄附金を活用し、新山下駅周辺市街地内の公園に整備する大型遊具設置に係る経費を追加措置し、さらに復興庁との協議を経て買い取り額が拡充された被災宅地買い取り事業について、対象筆数の選定が完了したことから、用地購入費を増額措置するものであります。

次に、教育費については、事務局費においていじめの防止等の対策推進のため設置する組織に係る経費について追加措置したほか、幼稚園費については、上半期の申請状況等から不足が見込まれる私立幼稚園就園奨励費補助金を増額措置するものであります。

次に、災害復旧費については、去る9月の台風18号で被災した町道、河川の災害復旧工事費等を増額措置するものであります。

最後に、債務負担行為の追加については、中小企業振興資金の融資損失補償、役場本庁舎建築工事实施設設計業務、町営住宅等の管理代行業務、被災地域農業復興総合支援事業、小学校給食調理業務並びに運搬業務、小学校外国語指導助手に要する経費について、それぞれ期間及び限度額を定めるものであり、観光物産振興強化事業ほか2件については、来年4月1日の業務開始に向け、今年度中に契約事務を進める必要があることなどから、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

以上、ただいま申しあげました歳出予算に見合う財源としては、震災復興特別交付税及び国県支出金等を増額するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約31億5,000万円を増額し、総額416億3,000万円余とするものであります。

続きまして、特別会計補正予算案について申し上げます。

議案第88号平成27年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

歳出予算のうち介護認定調査費において、新行政区追加に伴うシステム改修経費を追加措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、一般会計繰入金を増額措置し、今回の補正額は歳入歳出それぞれ約30余万円を増額し、総額13億円余とするものであります。

以上、平成27年第4回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申しあげましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課室長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に法改正に伴う行政不服審査会の事務を宮城県に委託することについて、及び県人権擁護委員の退任に伴う人権擁護委員の推薦について追加提案する予定でありますので、ご提案申しあげました際にはご可決を賜りますよう、あわせてお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（阿部 均君）これで提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）日程第4．議案第76号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第76号山元町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例についてご説明申し上げます。

配布資料No.1の条例議案の概要書をお手元にご用意いただきたいと存じます。

提案理由になりますが、本条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき町民の利便性の向上と執行機関における行政事務の効率化を図るため、個人番号、マイナンバーの利用及び特定個人情報提供に関する条例を新規に制定するものでございます。

ここで補足説明を加えさせていただきますが、番号法におきましては、国の機関における社会保障分野、税分野、そして災害対策分野における特定個人情報の利用並びに国と地方自治体間等での情報提供と機関連携を認める規定となっておりますが、しかし、これらに類する市町村独自の利用に当たりましては、条例で別に定める必要があることとされております。

このようなことを背景としまして、今般の条例制定に至ったというふうな次第でございます。

次に、1の条例制定の趣旨についてでございますが、番号法で規定されている個人番号の法定利用事務のほか町民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、町独自の利用事務の範囲と庁舎内部での情報連携並びに町の教育委員会等、他の機関との情報連携ができるよう、本条例を制定するものでございます。

次に、2の条文構成と概要についてでございますが、本条例は、本文6条及び附則第2条で構成されており、第1条につきましては条例の趣旨を、第2条では用語の定義を、第3条ではいわゆる町の責務を、そして第4条では町が行う個人番号を利用する事務と実際に取り扱う特定個人情報を、そして第5条におきましては町と教育委員会との情報連携について、さらに第6条は附則への委任規定というふうな構成となっております。

なお、附則におきましては、本条例の施行日並びに条例実施のための準備移行に係る例外を定めておるところでございます。

次に、本条例の骨子部分となる3の条例の主な内容についてでございます。

まず、(1)の町独自に利用できる事務の範囲を定めることに関してでございますが、下の図をご覧くださいと存じます。社会保障、税、防災分野に関する個人番号の利用について、左側の箱くくりのほうでございますけれども、国におきましては、番号法において税や介護あるいは生活保護等に関する事務等として具体的に規定しており、これがいわゆる法定利用事務と言われるものでございます。これに対して箱くくりの右側部分になりますけれども、本条例で定める町独自の利用事務といたしまして、例えば乳幼児の医療費等に関する事務等として、その種類を条例において規定するものでございます。

裏面をご覧ください。次に、(2)の庁舎内部での特定個人情報の利用をできる範囲を定めることについてでございますけれども、これは言いかえまして執行機関内部における関係各課間等での情報連携に関してでございますが、上の表の半分から左側部分で図示させていただいておりますように、番号法におきましては国及び他市町と我が町との間の特定個人情報に関する連携のみを規定してございます。町では行政事務の効率

化並びに住民の利便性向上を図る観点から、図の右側でお示しさせていただきましたように、例えば税務納税課と保健福祉課等との間での情報連携が図れるよう条例で規定するものでございます。

次に、(3)の他の機関との間での特定個人情報を提供できる事務の範囲を定めることについてでございますが、下の図をご覧くださいと存じます。これは、町長部局と教育委員会との間で町長部局が保有する、例えば地方税に関する情報等についての特定個人情報の連携を図ることによって児童生徒の教育委員会の欄のところでございますけれども、例えば児童生徒の就学支援等に係る医療費助成算定事務等の効率化が図られるよう、その事務の範囲を条例で定めるという内容でございます。

次に、(4)の部分でございます。各種手続の際の添付書類の省略を定める規定というふうなことになりますが、ただいまご説明申し上げましたように、(2)の執行機関内部での情報連携あるいは(3)の町長部局と教育委員会との間の機関連携により特定個人情報が記載された各種証明書等の添付が省略可能となるように規定を設け、行政事務の効率化のみならず、住民の方々にとりましても各種申請事務の簡略化に加えまして、手数料負担の軽減を図るなど、利便性の向上を図ることを目的とし、この規定を設けるというふうなことになります。

最後に、施行期日についてでございます。大変申しわけございません。これは、「2」の施行期日となっておりますが、「4」の誤りでございます。おわびをして訂正をお願いさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

本条例の施行期日についてでございますけれども、番号法での個人番号の利用開始にあわせまして、来年1月1日からとするものでございます。

以上、議案第76号についてご説明を申し上げます。どうぞご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい。この制度は、いろいろ不安、懸念がある中で進められているというふうな受けとめているわけですが、この制度について、あるいは内容について町民がどの程度把握されて、あるいは周知されているというふうな町として受けとめているのかお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。本制度につきましては、国のほうで進めているマイナンバー制度というふうなことで、これ自体もいろいろ疑義等があるというふうなことが報道などで取り上げられておるところでございますが、私どもといたしましては、努めてこの制度の普及に努めておるところでございますが、今後今般ご提案申し上げている条例については、町内部の事務の効率化という観点と住民の利便性向上という2つの要素を兼ね備えており、特に住民の皆様方には機会を捉えながらですね、このように住民の方々にとっても利便性が図られる、そういう利点を有していることなども含めてですね、制度の趣旨普及を図ってまいりたいというふうなことで考えてございます。

9番（遠藤龍之君）はい。それはいつの期間やっていくと……、きょうは平成27年12月4日なんですね。今最後に施行期日、利用開始日、28年1月1日から施行しますというふうなことが示されているんですが、この中でこの期間の中で今言ったようなことがもし

行われるとするならば、どのような形で進められるのかお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。これにつきましては、去る10月1日の法施行に伴いまして、番号利用等については全体的に国のスケジュール管理の中で各自治体のほうでも取り組んでおり、その一環として本町におきましてもただいまの番号利用について1月1日にさせていただきたいというふうなことでご提案させていただいているものであり、この個人番号そのものにつきましては、もう既に付番されて町民の皆様方にも周知されておるところでございます。

この番号につきましては、行政内部でシステム上の連携を図ることによって事務処理が可能となりますことから、特に町民の方々に改めて何かをしていただかなければならないというふうには捉えてございません。

したがって、制度理解をいただくことは大変大切なことだというふうには存じておりますけれども、特段の手続的な部分については執行機関内部で、あるいは関係機関との間の情報連携を図ることによって処理が可能でありますので、特段の支障はないものというふうに理解をしておるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい。今のは答えになっていません。周知されておるかどうかということを知っているんです。

議長（阿部 均君）課長、周知されているのかどうかについて答弁願います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。このマイナンバー法の施行に関しましては、単にこの条例の施行のみならず、今後さらなる利用の、例えば医療福祉分野等についてもとか、さらなる拡充拡大が想定されている中で、その初期段階における行政機関内部での取り扱いというふうなところでの本条例の制定というふうなことでございますので、町民の皆様方に対しては現段階においてはこのような状況にありますことをさまざま媒体、例えば広報紙を活用するなり、そういうふうなところに意を用いながら対応してご理解をいただくべく取り扱ってまいりたいというふうに思っておる次第でございます。

9番（遠藤龍之君）はい。なかなか質問に対しての答えになっていないんですか、今全国的に不安、懸念が示されている、報道等でそういった不安懸念が流されています。そして、それは今課長もそういう認識であることが確認されているわけですが、この制度の周知について内閣府の最新の世論調査で半数以上がまだ知らないというような今状況にあるということなんですよ。

これはマスコミ報道等でも連日ではないけれども、テレビ、ラジオ等で報道されているという状況もあります。

町民に何に不安、懸念を覚えているかということになるわけですが、その前に確認しておきますけれども、そういった意味での周知はされていないと。山元町ではそのように受けとめました。今の答弁の中で。

それで、どんな不安、懸念を持っているかということになるんですが、よく言われているのが他人による番号の不正利用というようなことが懸念されているんですが、その辺の対応といいますか、その辺の内容、その辺も実際わからないんですが、どういう、何、どういうふうに不正に利用されるのかといったようなことも町民はよくわからないと。不安……、懸念を持っているというようなことも伝えられているわけなんです、その辺については町としてはどのように捉えているのかお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。議員の前段部分のご意見等についてでございますけれども、

町側としてもいろいろな手法を用いながら周知徹底を図っていく必要性は当然あるというふうに認識をしておるところであり、片や町民の皆様を初め行政関係者以外の方々についても大変失礼な言い方になるかもしれませんが、与えられた情報で云々ということよりももう一步踏み込んで知る努力、こういったことも必要ではないだろうかというふうに存ずる次第でございます。

さらに、このマイナンバー制度の周知につきましては、我が町独自の取り組みではなくて、国の取り組みとして国民全体に対しての周知が必要な問題であり、こういった部分につきましては、国の関係機関等からリーフレットやいろいろな報道等もなされており、それによって皆様におかれましても知る機会は確保されているものというふうに考えておるところでございます。

いずれにしても、よりこの制度の趣旨普及並びに本町における住民のサービスの向上、さらには事務効率化に向けた取り組みに対して本当にこの条例に限らず、そういった利用のタイミングの折を捉えながら、各課間等でも努めてご理解をいただくような、そのように心がけて対応させていただければというふうに考える次第でございます。

9番（遠藤龍之君）はい。今大変失礼な町民に対して……、知る努力をするためにもそうした判断材料を町として提供しなくちゃならないんですよ。そういう姿勢で、具体的に町としてどういった町民が判断できるような材料、資料を提供したんですか。改めて伺いたします。具体的に。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。繰り返させていただきますが、この問題につきましては、政府広報等で（「町としてと聞いているんですよ」の声あり）これと連携した形でとり行っておりますので、このことをもって町の取り組みとこれは言えないかもしれませんが、関連性の中で紹介などをさせていただいておるところでございますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに存じます。

9番（遠藤龍之君）はい。具体的に聞いているんです。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。この問題につきましては、マイナンバー制度が始まりますよというふうなことから含めて、広報紙等を活用しながら周知を図らせていただいております。

9番（遠藤龍之君）はい。そして、前に戻るんですが、そういうことをしてもなお直近の世論調査で、これは内閣府のですからですね。半数以上がわからないと言っているんですよ。という結果が出ているんですよ。

そういうことから確認して、しかも、町の場合もう28年の1月1日から開始するということになれば、そういう状況の中でこれがもう実施されるということであるから、私は確認しているわけなんです、それを町民が知る努力が足りない。こんな失礼な表現ありますか。ということ指摘しておきます。

そして、じゃ、中身に若干入るわけですが、利便性の向上と言われておりますが、その内容について、年間どのくらい町民がこのことで利便性というふうに感じる体験ができるのかどうか。年間の利用、どのくらいに想定しているのかお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。1点大変恐縮でございます。知る努力が足りないということではなくて、知る努力をしていただくことも大切ではないかというふうなことです、この辺そごがないようによろしくお願いしたいというふうに思います。（「同じことです」の声あり）

それとあと、年間利用件数というふうなことでございますけれども、これは具体的に現段階においては積み上げしてございませんので、具体の数字を申し上げることはできませんけれども、例えば医療費算定事務であったり、学校における就学支援の関係に関する事務手続における申請時の諸証明の添付が省略されるなど、住民の方々にとっても広く薄くということになるんだらうと思っておりますけれども、利便性なり負担の軽減につながるというふうなことでございます。

9番（遠藤龍之君）はい。そういったこともこれからのこと、実施する、当然そういったものは検討されて、実際に何に利用するとかというものを検討してやっているわけですから、それがこれからのことだからどういう利用状況かわからないというのもこれまたちょっと懸念材料の一つに挙げられます。

先ほど確認したんですが、確認……、不正利用……、あとはこの件については常任委員会のほうに付託されるということなので、細かいのはやめます。

しかし、町の姿勢としては見えたような、これに取り組む姿勢というのは見えたような気がします。

あと、これによって町民の利便性と、余り利便性というのは感じないんですが、当然町の効率化というものがずっと強調されているわけですが、その辺の試算はどのように見ているのかお伺いいたします。試算といいますか、職員の負担の軽減あるいは全体の仕事の効率化によって行政のこの職員の負担といいますか、全体の負担がこのことによって軽減されるということが今の話の中でも強調されているわけですが、その辺の試算をお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。具体の分でございますと、数字をもってお示しできれば議員さんのお答えになるんだらうというふうに思いますけれども、残念ながら、そこまでの持ち合わせがございませんので、概念的な説明で理解をいただきたいと存じます。

例えば教育委員会と執行部間での機関連携の事例を挙げさせていただきましたけれども、学校児童生徒さんの中には要支援、要保護ですか、そういった方々も現実的におられると。そういった場合における医療費の助成とかというふうなものがございましてけれども、従来であれば税務課のほうからその所得状況、そういったもののデータといいますか、書類をいただいてもらった上でしかるべく申請手続を行っていただくというふうなことがございました。

申請行為そのものは、それは今後も継続して出るんだらうと思うんですけれども、その税に関する情報などについては、機関連携の中でシステム連携が図られることによって、教育委員会のほうで、言うならばいながらにしてという表現あえてさせていただきますけれども、画面上で確認できるようなシステム連携、これが図られると。よって、その部分の往来と事務のやりとり等の部分については軽減が図られるという、これは1例でございましてけれども、こういったものが乳幼児の医療費であったりというふうな部分で一定程度の効率性が図られると。

この条例の制定の内容でございましてけれども、国のほうではくどいようですが、ご説明させていただきましたように、国と自治体間、山元町と他自治体の間、この関係については、法定利用事務の中で規定されているということでございます。

したがって、町のほうでその連携できるようにこの条例で定めるということでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい。何か質問に対しての答えになっていませんね。答えられないということなのかと思いますが、私は職員の負担軽減、効率化、効率化ということを説明の中で強調されておられたから、その辺を確認したつもりなんです、今の答弁は答えになっていないということを指摘しておきたいと思います。

それから、先ほど個人情報の流出が心配されているんですが、この町の管理体制というのはどうなっているのかというのを確認したいところなんです、この間のこれまでの経緯からするとそれもなかなか大変だろうと思いますので、一つ確認だけしますが、情報保全措置が不十分な自治体が存在するということが言われているわけですが、その山元町はどういうふうになっているのか、そこだけ確認しておきたいと思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。議員ご指摘のとおり、このマイナンバーというのは重要な個人情報であるということで、この情報保全については万全を期さなきゃいけないということでございます。

それで、これと前後しまして、日本年金機構の個人情報の流出の問題がございました。その後、国のほうからいわゆる外部のインターネット等につながる、我々は情報系という言い方していますが、情報系と個人の情報が、町民の情報、さまざまな情報が入っている、言うならば基幹系という言い方していますが、そこをこれまでは業務の効率上の観点から、1台の端末でログインという形で切りかえながら見ていたものを物理的に分離しなさいというような国から通達が来まして、これをマイナンバー法の施行日である10月2日までに完了せよという通知が日本年金機構の問題を受けて来たということでございます。

それを受けまして、当方では物理的な分離がされていなかったということで、急遽物理的な分離をして、その情報管理には万全を期すように対応できるような体制を整えたということでご理解をいただければというふうに考えております。

9 番（遠藤龍之君）はい。山元町にとってはその辺の心配は今のところないというか、そういう体制はとっているということで受けとめました。

この件につきましては、いろいろ疑問、懸念がなかなか今の質疑の中でも消えなかったわけでありまして、この件につきましては、常任委員会のほうに審査付託してというようなことで考えられているようなので、その場面でまた改めて確認したいと思います。

議長（阿部 均君）よろしいですね。ほかに質疑はありませんか。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。3の条例の主な内容の（1）番の表の中で、本条例で定める利用事務の独自利用事務という中にわざわざ括弧で乳児・幼児の医療助成に関する事務等と限定して指定されているわけですが、先ほどの回答の中に申請時とか児童生徒というふうなことが出てきているわけですが、本町の医療助成については、そこまでの範囲で認められている分野が多分あるように感じておりますが、限定するとその部分はこの条例では認められなくなってしまうような考えなんです、いかがでしょうか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。庁舎内部での連携という部分においては、例示させていただいたようなところであり、私の答弁で引用した部分につきましては、機関連携、要は町執行部と教育委員会等の部局間連携、こういったものもこの条例の中で決めてございまして、その辺のところは庁舎内部と同じような取り扱いができるというふうになるという理解をしていただければと。

さらに、医療費事務に関して取り扱われる範囲が決まっているんじゃないかというこ

とでございますけれども、これにおきましては、検討部会を組織し、現段階における事務の取り扱う範囲という分について検討してございまして、それはお手元の条例の別表の第4条関係別表第1のところに記載ございますけれども、現在3つの事務をというところで考えてございます。

それは、乳幼児の医療費助成に関する事務、母子・父子家庭に関する医療費の助成に関する事務、さらには身体障害者の医療費の助成に関する事務の3つを現段階において想定してございます。

ただ、今後におきましては、さらなる検討を加えながら、より利便性の向上につながるというような部分については、今後の改正の中で対応させていただくというようなことになってございます。

済みません。ただいま「身体」と申しましたが、「心身」の誤りでございますので、訂正をしておわびをさせていただきたいというふうに存じます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第76号は、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第5．議案第77号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第77号山元町鳥獣被害対策実施隊設置条例についてご説明申し上げます。

配布資料のNo.2と、あと条例案をあわせてお手元にご準備いただけますようお願いいたします。

まず、提案理由でございます。鳥獣による農林水産に係る被害の防止のための特別措置法に関する法律、特措法と言われておりますが、この規定に基づきまして、山元町の鳥獣被害対策実施隊というものを設置するため提案するものでございます。

まず1番として、条例制定の背景でございますけれども、国はこの特措法に基づきまして、全国的に深刻化、広域化している有害鳥獣による農作物の被害に対しまして市町村が中心となって総合的な取り組みを行うことを支援するため、各種制度を盛り込んだこの法律を制定して、各市町村ごとに実施隊の設置を推進するように求めております。

町においても被害対策の現状及び国の制度上のメリットを踏まえまして、実施隊を設置することとして、今回提案するものでございます。

2として条例制定の内容でございますが、本町の鳥獣による農作物被害を防止するた

め、非常勤特別職の隊員で構成する山元町鳥獣被害対策実施隊を設置するに当たりまして、その任務、任免、講習等について定めるものであります。

3番目といたしまして、施行期日であります、これは来年、28年の4月1日を予定してございます。

裏面をご覧くださいと思いますが、鳥獣被害対策の実施の今の体制でございますが、模式図で整理をさせていただきましたが、現状と設置後ということを見比べていただきたいと思いますが、まず、鳥獣被害対策につきましては、現状として町は実施の主体を有害鳥獣対策協議会ということで、町及びJA、共済組合等が入っている協議会を組織しておりまして、ここに補助金を出して、この協議会が宮城県の猟友会、亶理支部になりますけれども、ここに委託をいたしまして、そしてその猟友会がこの会員の中から捕獲隊という隊員を編成いたしまして、具体的に捕獲の作業に当たっているという現状であります。

捕獲に当たりましては、町からこの協議会を通じて捕獲隊を選定、編成してもらった後、この捕獲隊に町の権限をもって、基本的には捕獲の許可を与えて捕獲作業に当たってもらうという流れで行っております。

今回実施隊を設置するようになりますと、この協議会を通じてではなくて、右側になりますけれども、町が町長が直接実施隊を任命して捕獲の作業を指示すると。この実施隊が捕獲に当たるというようなことになります。

実質的には捕獲の作業をする方々は、人員の事業は変わりませんが、手続がこのように迅速化されるというところもあります。

それから、制度的なところですが、今現在の隊員については、この作業に当たって民間の狩猟保険で対応して、損害賠償だとか自分のけが等に対応していただいております。それから、捕獲の作業に具体的に当たるに当たって、免許が必要な行為については、免許取得あるいは税を納めたりということで、登録するに当たって費用等が発生いたします。

今現在では捕獲隊については、狩猟税については2分の1の減免になっておりまして、1万6,500円が8,525円ということで減免されておりますけれども、ゼロではないと。それからあと、銃器の所持についても特段緩和措置はないという状況にあります。

それから、町のほうでも協議会に補助金を出すに当たって現状として直近ですけれども、活動補助金について協議会のほうに189万円ほど支出しておりますが、これらのうちの8割は特別交付税措置というふうなことにはなっております。

これらが実施後国のほうの法律に基づいて設置をしますと、このみずから掛けている保険以外に隊員の方々は非常勤特別職という公務員になりますので、公務災害が適用になってくると。

それから、狩猟税も全額免除になってゼロになると。

それから、ある程度の経験が必要ですが、銃器の所持についても一定条件で条件の緩和措置があつて、銃の所持がある程度この任務につくに当たって容易になってくるといふようなこと。

それから、ちょっと書いておりませんが、技能の講習会なんかも受けなければならぬという義務づけがありますが、これらも免除になってくるといふような軽減措

置がございます。

それから、町のほうも今度実施隊にかかる費用については、上限ですけれども、200万円という定額がそのまま補助、交付金としておりてくると。

それからさらに、縄等の活動経費がこの200万円以外に80万円から100万円という費用がかかりますけれども、これらについて従来どおりになりますけれども、8割の交付税措置があるということで、こういった面からメリットがあるというようなことで設置を進めていきたいということでございます。

条例の中身については、8条で構成しておりまして、任務については町で法に基づいて計画をつくることになっている山元町の鳥獣被害防止計画というものがございますが、これに基づいて有害鳥獣の捕獲に従事するというので、2条で任務を規定しております。

それから、3条で20名以内の隊員をもって組織するというので、これも鳥、猿、それからイノシシというようなことで、チーム編成をしてまいりますので、現在の現状の人数等も踏まえまして、20名以内ということで規定をしております。

あと、任免については町長が任命して任期は2年というのが4条でございます。

それから、6条で報酬等を定めておりますけれども、日額で定めていくということで、基本的に隊員については7,800円、隊長については割り増しの8,100円ということでございます。

基本的には鳥とか猿とかというものを追い払いとか駆除するという場合には1日がかかりますので、1日というのがございますが、イノシシの罠かけということになると、最初に調査をして罠をかけて見回りをして、実際に捕まったら捕獲をするという作業がありますので、それは1日にはならないという部分がございますので、その4時間に満たない場合でも半日は支給したいというようなことでございます。

それからあと、旅費関係についても研修だとか打ち合わせ、訓練等にやっぱり旅費、移動しますので旅費を支給していくと。

それから、公務災害ということで、7条で公務命令によって活動した場合の事故等については、療養・休業・障害・介護・遺族保障といったようなところが適用できるようなことで規定をしております。

以上、簡単ではありますが、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第77号は山元町議会会議規則第38条第1項の規定により、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第78号を議題とします。

本案について説明を求めます。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。議案第78号山元町いじめ問題対策連絡協議会等条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております資料No.3条例議案の概要によりご説明いたしますので、お手元にご準備のほどよろしくお願いいたします。

提案理由ですが、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、山元町いじめ問題対策連絡協議会等の組織を設置するため、本条例を制定するものであります。

ここで、条例制定の起因となりましたいじめ防止対策推進法制定の背景等について触れさせていただきます。平成23年10月、滋賀県大津市の市立中学校の2年男子生徒がいじめを理由にみずから命を絶つという痛ましい事件が起きました。この事件に対する学校や市教育委員会の対応に批判が高まり、大きな社会問題になったことが契機となり、また、全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、当時の与野党6党が共同で本いじめ防止対策推進法案を提出し、平成25年6月21日に可決成立、同年9月28日に施行されたところであります。

法律ではいじめの防止等のための対策を総合的、かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止等の基本となる事項が定められました。

この法律の施行を受け、国ではいじめ防止基本方針を策定いたしました。法律上策定が努力義務である県や市町村も地方いじめ防止基本方針の策定に積極的に取り組んだところであり、本町でも本年10月に策定を終えたところであります。

このような中でも、ことしになり、岩手県矢巾町、山形県天童市、そして仙台市など、身近なところにおいていじめを原因とする痛ましい事件が発覚しております。

これらのことも踏まえ、本町においてもいじめの問題に関する対策を一層推進する必要がありますことから、法の規定を踏まえた組織設置が急務となりましたので、今回提案の条例議案のご審議をお願いするに至ったところでございます。

概要の説明に戻ります。1の制定内容でございますが、先ほど来ご説明したいじめ防止対策推進法の規定に基づき、3つの組織を設置するものでございます。

1つ目の組織は、山元町いじめ問題対策連絡協議会です。この組織の所掌事務は、法第1条に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携、その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し連絡及び協議を行うものです。組織は、教育委員会が委嘱または任命する委員15人以内で組織するもので、関係行政機関の職員からその他教育委員会が必要と認めるもので、この表に記載の機関及びその職にある者を選任する予定でございます。

2つ目の組織は、山元町いじめ防止対策調査委員会です。この組織の所掌事務は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、答申し、または意見を具申するもので、1つ目の事項は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会が必要と認める事項、もう一つは法第28条第1項に規定する重大事態に係る事項となつ

ております。なお、この重大事態とは、こちら概要の裏面に記載のとおりでございます。①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがある、②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときといいます。

表の組織に戻りますが、組織につきましては、教育委員会が委嘱する委員10人以内で組織するもので、枠に記載の専門的な知識及び経験を有する者をその関係する職能団体からご推薦いただき、委嘱する予定でございます。

また、特別な事項を調査審議する場合に教育委員会が必要と認める者を臨時委員として委嘱することができる規定も定めたところでございます。

3つ目の組織は、山元町いじめ問題再調査委員会です。この組織の所掌事務は、町長の諮問に応じ、項第28条第1項の規定による調査、つまり、②の山元町いじめ防止対策調査委員会が行った重大事態の調査の結果について必要な調査、再調査を行うものでございます。

組織は、町長が委嘱する委員5人以内で、再調査の必要性が生じたときに設置するもので、枠に記載の専門的な知識及び経験を有する者をその関係する職能団体から②の山元町いじめ防止対策調査委員会の委員とは別の者をご推薦いただき、委嘱する予定でございます。

2の施行期日でございますが、公布の日とさせていただきます。

3のその他でございますが、本条例で設置する組織の委員に支給する報酬につきましては、その額を山元町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に規定するものでございますが、その一部改正を本条例附則第2項で行うものでございます。

設定した日額報酬の額は、表に記載のとおりでございます。

以上が条例議案の概要であり、その内容を条文化したものが提出した条例議案でございますので、条文ごとの説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、議案第78号山元町いじめ問題対策連絡協議会等条例の説明といたします。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第78号は山元町議会会議規則第38条第1項の規定により、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第78号は、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月9日午前10時開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時39分 散 会
